



# 空き家バンク登録物件の購入・賃貸をご検討の皆さまへ

川根本町役場経営戦略課 定住・移住推進室

この度は川根本町空き家バンク物件の購入、賃貸をご検討いただき、ありがとうございます。  
川根本町では、空き家等の有効活用を通じて、移住・定住人口の拡大による地域の活力維持と増進を図るため、2012年10月から川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」を開設しました。

つきましては、川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第8条にあるとおり、利用希望者の皆さまには以下のことをご理解、ご承知おきいただきますよう、お願いいたします。

## （空き家等利用の要件）

第8条 利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- （1）空き家等に定住する意思があり、経済、教育及び文化・芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。
- （2）空き家等に定住する意思があり、自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。



- ・田舎暮らしをする上で、ご近所付き合いは欠かせません。川根本町のどの地区も少子高齢化が進んでいます。新しく地域に入ってくる方に対しては、ご近所付き合いをして、地域活動にもできるだけ参加していただくことが望まれています。
- ・地域活動の内容は住む地区によってさまざまですが、主には清掃活動、冠婚葬祭などです。ご自身のライフスタイルに合わせて無理のないお付き合いがかまいません。
- ・役場企画課では、移住者の皆さんができるだけ地域に溶け込めるようサポートしています。区長やご近所への挨拶など、各地区へお繋ぎすることもできますので、お気軽にご相談ください。

## 【お問い合わせ】

川根本町役場 経営戦略課 定住・移住推進室

TEL：0547-56-2221

E-mail: keiei@town.kawanehon.lg.jp

